

# 湯川村地域公共交通に関する意向調査及び 実証運行支援業務委託仕様書

## 1. 業務の目的

本村には、商業施設や医療機関等の日常生活に必要な施設が村内に十分に立地しておらず、住民は近隣市町村まで移動する必要がある状況にあり、その移動負担が大きな課題となっている。一方で、既存の広域路線バス及び鉄道は運行本数が限られており、村内に点在する交通弱者の多様な移動ニーズを十分に満たしているとは言い難く、地域内に交通空白が生じている状況である。また、村内においては高齢化の進行に伴い、自家用車による移動が困難となる住民の増加が見込まれており、今後、日常生活における移動手段の確保の重要性はさらに高まることが予想される。このため、本業務では、交通空白の解消及び生活移動手段の確保を目的として、村民の移動ニーズを把握するための意向調査を実施するとともに、村内と既存公共交通の結節点を接続する村内巡回型の実証運行を行う。これらの取組により得られた結果を基に、地域特性に応じた持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた検討を行うことを目的とする。

## 2. 業務の名称及び調査対象地域

### (1) 委託名

湯川村地域公共交通に関する意向調査及び実証運行支援業務

### (2) 調査対象地域

湯川村全域とする。

## 3. 業務内容

### (1) 計画準備

本業務の作業を円滑に進めるため、業務の具体的な進め方及び業務スケジュールに関する「業務計画書」を作成する。

### (2) 現状把握・基礎調査

湯川村の人口や高齢化率、施設分布等の地域特性及び各公共交通機関の運行状況等の交通特性から現状を整理するとともに、会津圏域地域公共交通計画・地域公共交通利便増進実施計画、その他上位・関連計画において記載されている公共交通に求められる役割について整理する。

### (3) 住民・利用者ニーズ調査

- ①住民アンケート調査の項目設定
- ②住民アンケート調査の実施
- ③調査結果の分析と報告書の作成

### (4) 関係者ヒアリング・協議

- ①交通事業者ヒアリング
- ②検討会議の開催

## (5) 課題整理・将来像の検討

- ①将来人口を踏まえた交通需要の見通し
- ②施策の検討（ワゴン車、タクシー助成等）

## (6) 実証事業の準備・実施・評価検証

### ①実証事業の計画・事業化支援

意向調査の結果、地域課題及び既存の公共交通の状況を踏まえ、交通空白地域における移動手段の確保を目的とした実証運行計画を作成するものとする。

実証運行計画の作成に当たっては、利用者のニーズ、運行の実現性、事業継続性及び費用対効果を考慮し、地域の実情に応じた公共交通サービスを提案すること。

実証運行は、ワゴン車等による定時定路線方式を基本として検討するものとし、受託者は運行方式、運行ルート、停留所配置、運行ダイヤ、利用促進策及び効果検証の方法等について検討し、実証運行計画として取りまとめるものとする。また、受託者は運行事業者の選定及び調整に関する支援を行うとともに、運行事業者、関係機関及び村との協議を円滑に進めるための資料作成及び調整を行うものとする。

### ②実証事業の実施

#### 【想定する実証事業の内容（案）】

- ・目的：村内の交通空白の解消に向け、鉄道駅や広域路線バスの乗り継ぎ拠点までのアクセスを確保する。
- ・対象：村内の移動制約者（高齢者・子どもなど）
- ・期間：令和8年11月～12月の2か月間の平日（40日間程度）
- ・時間：6～18時（7時間程度）
- ・車両：ワゴン車等が想定されるが、意向調査の結果により他の車両も検討する
- ・形態：交通事業者による路線定期運行
- ・運行エリア：村内全域  
※東西移動確保のため村内全域で検討する（若松・坂下線沿線⇔役場周辺、塩川・喜多方線沿線⇔道の駅周辺、など）
- ・目的地：村内の乗り継ぎ拠点（駅・バス停）、公共施設（役場等）  
※村外の商業施・医療施設（会津アピオ・医療センター等）も検討する

### ③実証結果の評価検証

- ・運行実績の整理・分析
- ・利用者アンケート
- ・関係者ヒアリング
- ・事業の効果・課題等の整理

#### (7) 施策方針・方向性の整理

現況分析及び意向調査の結果を踏まえ、村における交通課題及び地域特性を整理するとともに、将来的な地域公共交通のあり方について検討を行うものとする。検討に当たっては、住民の移動需要、既存の公共交通との役割を整理、運行事業者の状況、事業採算性及び継続性等を総合的に勘案し、交通空白地域の解消に向けた施策方針及び事業の方向性を整理するものとする。また、実証運行の目的、対象者、想定するサービス水準及び本格運行を見据えた運営方針を明確にし、実証運行計画策定の基本方針として取りまとめるものとする。

#### (8) 事務局支援

- ・事務局との連絡を綿密にし、作業段階に応じて打ち合わせを実施すること
- ・説明資料、地域公共交通協議会等の対応支援を行うこと
- ・住民の周知及び広報掲載等のため資料作成及び資料提供を行うこと

#### (9) 補助金申請支援

国土交通省等が実施する「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの活用を前提として、補助金申請に必要な支援を行うものとする。

支援に当たっては、事業計画書、収支計画書、KPI 設定資料その他必要な申請資料の作成支援を行うとともに、関係機関との協議及び調整を支援するものとする。また、交付決定後に必要となる実績報告書及び関連資料の作成についても支援を行うものとする。

#### (10) 関係機関との協議及び申請

実証運行の実施にあたり、関係法令等を踏まえ、地方運輸支局その他関係機関との協議及び必要書類等の支援を行うこと。

#### (11) 成果品の作成

##### 5. のとおり

### 4. 委託期間と委託料の支払い

#### (1) 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

ただし、令和9年2月10日（水）までに検査を完了させること。

#### (2) 委託料の支払い

原則として、支払いは業務完了後一括払いとし、委託者は請求日から30日以内に支払うものとする。

## 5. 成果品

提出すべき成果物及び部数は、以下のとおりとする。

- ①業務報告書一式
- ②運行ルート等についての概要版
- ③電子媒体  
各種会議等の議事録等
- ④本業務により収集、作成したすべてのデータ
- ⑤その他留意点
  - ・本業務は、国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの事業補助金を活用して実施することから、同補助金の報告書等について、通知に基づき作成すること
  - ・図や表を適宜使用するほか、データや情報等をわかりやすく視覚的にする等、読み手の理解が進みやすいように作成すること

## 6. 業務に必要な届出書類等

- (1) 事業着手時
  - ①着手届(様式第1号)
  - ②業務実施体制図(任意様式)
  - ③業務計画書(任意様式)
  - ④作業工程表(任意様式)
- (2) 業務完了時
  - ①業務完了届(様式第2号)
  - ②納品書(任意様式)
  - ③成果品

## 7. その他

- (1) 本業務は、国の「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクトの事業補助金の交付決定を受けた場合に実施するものであり、交付決定の内容に応じて業務内容を変更する場合がある。
- (2) 国の補助金を活用して実施することから、同補助金の公募要領に基づき処理するとともに、本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (3) 受託者は、本村の許可を得たうえで、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせることができるものとする。この場合において、再委託の内容、再委託先の会社概要、その他再委託先に対する管理方法等を書面により提出すること。
- (4) 関連するデータの収集は、発注者と協議の上で原則、受注者が行うこととするが、現況把握には各種基礎データ(国勢調査、住宅・土地統計調査、商業統計、国土数値情報、都市計画基礎調査等)を活用することを想定している。なお、印刷物等には、他者の著作権その他の権利が及ぶ素材の使用は避けること。

- (5) 受託者は、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで業務を実施すること。
- (6) 受託者は、業務の進捗状況に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。また、委託者又は受託者が必要と認める時期に必要な打ち合わせを行うこと。
- (7) 本業務の実施により製作された成果物又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了を持って受託者から発注者に移転することとする。
- (8) 本業務において知り得た個人情報等を他人または外部に漏らさないこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、協議の上、決定すること。